

＜国際税務実務講座＞ ー中国及び日本の税務当局への対応はー
「中国派遣者の日中における給与所得の課税問題と実務」

～中国における個人所得税の特徴、短期滞在者の免税規定、源泉徴収義務規定、
出向者 PE 課税に対する対策、課税所得の具体的な計算方法、出国時の留意点、
中国派遣者の社会保険、日本において受給する退職金・年金の課税関係、さらに
日本における派遣元企業の給与負担の問題等の実務対応～

開催日：2012年 5月29日（火）13：30～16：30 会場：東京・東宝土地会議室

講師：三戸 俊英氏 公認会計士 税理士法人キャスト

13：30

＜ I ＞中国における課税問題

1. 給与所得に関する国際的課税の原則
2. 中国における個人所得課税の特徴及び概略
3. 給与所得の課税について
 - (1) 国内源泉所得と国外源泉所得 (2) 居住者と非居住者の判定
 - (3) 永住者と非永住者 (4) 短期滞在者（183日以下滞在者）の免税規定
 - (5) 滞在期間計算の具体的方法と留意点
 - (6) 中国における恒久的施設（PE）認定による短期滞在者の免税規定の適用除外
 - (7) 居住期間の相違による課税・免税の取扱いまとめ
 - (8) 課税所得の具体的な計算方法
 1. 給与に含められない手当 2. 年1回制賞与の税額の軽減措置
 3. 現物給与の課税方法 4. ストックオプションの課税方法
 5. 経済補償金（退職金）の課税方法
4. 董事長の課税について
 - (1) 董事費（役員報酬）の課税方法
 - (2) 同一企業で給与と董事費を受領している場合の給与所得への合算

休憩

＜ II ＞. 日本における課税問題

1. 出国時の処理 2. 日本における派遣元企業の給与負担の問題
3. 日本において受給する退職金の日中での課税関係
4. 日本において受給する年金の日中での課税関係 その他

* 質疑・応答

本講座では講座開催前・開催日・開催後と Q&A の充実により参加者の
問題解決に役立つ講座を目指します。

16:30

お申し込み要領

ご参加料金	1名 29,000円(資料代、消費税を含む) 1社複数名お申し込みの場合、お一人当たり26,000円に割引
申込先	マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北1-6-1 アリビオ九段6F 電話：03-6427-8040
申込方法	電話、ファクシミリ または、電子メールにてお申し込み下さい。 お申し込み受け付け次第、以下の書類をお送り致します。
	<ul style="list-style-type: none">・「受講票」：会場地図が記載されています。・「ご請求書」：お支払いは、銀行振り込みでお願いいたします。・あらかじめ「質疑」のご用意がございましたら、同封書類の「事前の質問事項」記入欄をご利用いただき、ファクシミリでお知らせください。
FAXでのお申込	下の申込書に所要事項ご記入の上、 03-6427-8045に送信してください。
電話でのお申込	03-6427-8040にお電話ください。
電子メールでのお申込	kawanabe-mtc@e-adaa.com 宛に ①申込セミナー名 ②貴社名 ③ご住所 ④お電話番号 ⑤FAX番号 ⑥ご所属・お役職 ⑦お名前を送信してください。

「中国派遣者の日中における給与所得の課税問題と実務」 申込書

EDM

お申込年月日 年 月 日

貴社名		TEL	
ご住所		FAX	
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		

ご記入いただいた情報は、当センターの事業ご案内の送付に利用させていただく場合がございます。何卒ご了承くださいませ。